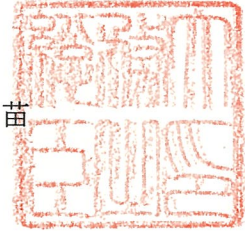


総政企第257号
令和元年12月20日

統計委員会委員長
北村行伸 殿

総務大臣
高市 早苗



諮問第138号
建築着工統計調査の変更について（諮問）

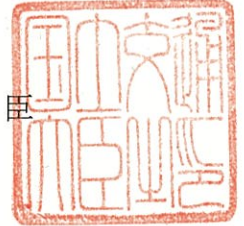
標記について、令和元年12月12日付け国総情建第136号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

【資料4-2の別添】

国総情建第136号
令和元年12月12日

総務大臣殿

国土交通大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

建築着工統計調査

主管部課	国土交通省総合政策局 情報政策課建設経済統計調査室
事務担当者	松下 善信 電話 03(5253)8111 (内線)28-631 e-mail : matsushita-y2ci@mlit. go. jp 古屋 圭織 電話 03(5253)8111 (内線)28-414 e-mail : furuya-k2kd@mlit. go. jp



申請事項記載書

1 調査の名称 建築着工統計調査

2 変更の内容

変 更 案	変 更 前	変更理由
<p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域的範囲 全国</p> <p>(2) 属性的範囲 建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出（以下「建築工事届」という。）に係る建築物</p> <p>4 報告を求める個人又は法人その他の団体</p> <p>(1) 数</p> <p>①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票 : 約60万（平成30年度計）</p> <p>③建築工事費調査票 : 約10,000（母集団数：約60万（平成30年度計））</p> <p>(2) 選定の方法（<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出）</p> <p>①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票 建築工事届に係る建築物</p> <p>③建築工事費調査票（以下の選定方法については、建築動態統計</p>	<p>一 目的、区分、事項、範囲、期日及び方法 （四）範囲</p> <p>1 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査は、建築基準法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出（以下「建築工事届」という。）に係る建築物について行う。</p> <p>2 補正調査は、建築工事届に係る建築物のうち国土交通大臣の指示する標本抽出方法により抽出したものについて行う。</p> <p>3 前項については、あらかじめ総務大臣の承認を得るものとする。</p>	<p>建築工事費調査の抽出方法を変更。また、「補正調査」の名称を「建築工事費調査」に変更等。</p>

<p>調査規則の施行後、速やかに適用)</p> <p>①の建築物を工事費予定額別に分類し、建築工事届に係る建築物から次の条件に基づき抽出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費予定額20億円以上の建築物については全数調査 ・工事費予定額20億円未満の建築物については、構造別（木造／非木造）、工事費予定額階級別（しきい値1億円の2区分）に分類し、各層ごとに無作為抽出 <p>【※抽出率の設定方法】</p> <p>全数抽出層以外の建築物について、工事費予定額によるネイマン配分により抽出率を設定</p> <p>なお、都道府県知事は、上記の方法により国土交通大臣が抽出した建築物について、当該建築物の建築工事届の写しを国土交通大臣に送付する。</p> <p>(3) 報告義務者</p> <p>①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票 : 建築工事届を提出する建築主</p> <p>③建築工事費調査票 : 4の(2)に掲げる方法により抽出した建築物の工事施工者</p> <p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項（詳細は調査票を参照）</p> <p>③建築工事費調査票</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事の変更 (2) 工事の着工日 (3) 工事の完了日 (4) 実施床面積 	<p>一 目的、区分、事項、範囲、期日及び方法 (三) 事項</p> <p>3 補正調査</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 着工予定期日 (2) 工事の完了予定期日 (3) 建築主 (4) 工事種別 (5) 構造 	<p>建築工事費の実態を把握するため調査事項を全面的に見直し（詳細は、「調査票新旧対照表」を参照。）</p>
--	---	--

<p>(5) 工事実施額</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p>①建築着工統計調査及び②住宅着工統計調査 都道府県知事が建築工事届を受理した日（建築基準法第6条第1項又は第18条第2項の規定により確認を受け、又は通知しなければならない建築物にあっては、法第6条第4項若しくは第6条の2第10項又は第18条第3項の規定により確認し、若しくは提出を受け、又は確認済証を交付した日）</p> <p>③建築工事費調査 建築物の工事が完了した日</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票 国土交通省 — 都道府県 — 報告者</p> <p>③建築工事費調査票 国土交通省 — 民間事業者 — 報告者</p> <p>(2) 調査方法</p> <p>①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票（□調査員</p>	<p>(6) 建築物の用途</p> <p>(7) 建築物の数</p> <p>(8) 床面積の合計</p> <p>(9) 工事費予定額</p> <p>(10) 工事の変更</p> <p>(11) 実施床面積の合計</p> <p>(12) 工事実施額（主体工事実施額、建築設備工事実施額、合計の別）</p> <p>一 目的、区分、事項、範囲、期日及び方法 (五) 期日</p> <p>1 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査は、建築工事届を受理したときに行う。ただし、建築基準法第6条第1項又は第18条第2項の規定により確認を受け、又は通知しなければならない建築物にあっては、同法第6条第4項若しくは第6条の2第10項又は第18条第3項の規定により確認し、若しくは提出を受け、又は確認済証を交付したときを「建築工事届を受理したとき」とする。</p> <p>2 補正調査は、一(四)2の規定によって抽出した建築物について建築の工事が完了した後に行う。</p> <p>一 目的、区分、事項、範囲、期日及び方法 (六) 方法</p> <p>1 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査</p> <p>(1) 都道府県の建築主事又はその委託を受けた都道府県の吏員は、建築工事届に基づいて、別記第一号様式の調査票（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。1(2)、3及</p>	<p>表現振りの変更</p> <p>建築工事費調査について、抽出方法の変更に伴い、調査方法も抜本的に変更</p>
---	---	--

調査 □郵送調査 □オンライン調査 ■その他（都道府県調査）

都道府県は、報告者から提出された建築工事届に基づき建築物着工統計調査票及び住宅着工統計調査票を作成する。都道府県は、当該調査票を審査し、国土交通大臣に郵送若しくは電子メールにて送付又は携行する。

③建築工事費調査票（□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他（ ））

国土交通大臣が委託する民間事業者は、報告者に調査票を配付し、報告者は建築工事費調査票を作成して送付する。

また、国土交通大臣はホームページ上に電子調査票を用意し、報告者はそれに入力若しくは記入し、電子メールにより提出する。電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講じることとする。

【民間事業者の業務委託の内容】

調査票の配布及び回収、調査票の督促、データ入力等

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票：毎月（承認後適用）

③建築工事費調査：1年（令和3年1月調査以降）

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票

び四（二）において同じ。）を、当該届出に係る建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第四十号様式に記載された工事の着手予定期日の属する月毎月分について作成する。

（2）都道府県知事は、別記第一号様式の調査票を審査し、毎月分について翌月13日までに国土交通大臣に送付（携行）する。

2 補正調査

（1）都道府県の建築主事又はその委任を受けた都道府県の吏員は、建築工事届に基づいて実地調査を行い別記第二号様式の調査票（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。2（2）、3及び四（二）において同じ。）を作成する。

（2）都道府県知事は、別記第二号様式の調査票を審査し、毎月分について翌月の13日までに国土交通大臣に送付（携行）する。

3 都道府県知事は、1（2）及び2（2）において、国土交通大臣に送付（携行）することとしている調査票について、当該調査票が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

（1）都道府県知事の使用に係る電子計算機と国土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

（2）磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを国土交通大臣に交付する方法

<p>調査票の提出期限は、調査対象月の翌月の13日</p> <p>③建築工事費調査</p> <p>調査票の提出期限は、調査対象月の翌々月の13日</p>		
<p>8 集計事項</p> <p>別添「集計事項一覧」を参照。</p>	<p>二 集計事項及び集計方法 (一) 集計事項</p> <p>1 建築物着工統計調査</p> <p>(1) 着工建築物用途別、建築主別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）</p> <p>(2) 着工建築物建築主別、構造別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）</p> <p>(3) 着工建築物用途別、構造別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）</p> <p>(4) 着工建築物用途別（大分類）、地上の階数別、構造別（新築工事）（建築物の数、床面積の合計、敷地面積）</p> <p>(5) 着工建築物都道府県別、建築主別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）</p> <p>(6) 着工建築物都道府県別、構造別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）</p> <p>(7) 着工建築物都道府県別、用途別（大分類）（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）</p> <p>(8) 着工建築物構造別、用途別、規模別（鉄筋コンクリート造）（建築物の数、床面積の合計）</p> <p>(9) 着工建築物構造別、用途別、規模別（鉄骨鉄筋コンクリート造）（建築物の数、床面積の合計）</p> <p>(10) 着工建築物構造別、工事期間別、規模別（建築物の数、床面積</p>	<p>建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査の集計事項については、集計項目が詳細なため、秘匿措置が必要となり、調査結果の時系列比較ができない等利活用には乏しい集計表を削除。また、建築工事費調査の集計事項については、全面的な見直しに伴い、集計事項も見直し（詳細は、「集計事項新旧対照表」を参照。）等</p>

	<p>の合計)</p> <p>(11) 着工建築物用途別、工事種別(工事件数、建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)</p> <p>(12) 着工建築物用途別(大分類)、敷地面積規模別(新築工事)(工事件数、建築物の数、敷地面積)</p> <p>(13) 着工建築物用途別(大分類)、構造別、敷地利用率別(床面積の合計/敷地面積)(新築工事)(工事件数、床面積の合計、敷地面積)</p> <p>(14) 着工建築物構造別、用途別、規模別(鉄骨造)(建築物の数、床面積の合計)</p> <p>(15) 着工多用途建築物用途別、構造別(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)</p> <p>(16) 着工多用途建築物用途別(大分類)、地上の階数別、構造別(新築工事)(建築物の数、床面積の合計、敷地面積)</p> <p>(17) 着工建築物用途別、会社資本規模別(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)</p> <p>(18) 着工建築物都市計画別、用途別、建築主別(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)</p> <p>(19) 着工建築物用途別、地下の階数別(地下を有する新築工事)(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額、敷地面積)</p> <p>(2)及び(17)については全国計表、(10)については全国計表、市部計表及び郡部計表、(8)(9)及び(14)については全国計表、市部計表、郡部計表及び東京都特別区部及び政令指定市別表、(5)及び(19)については都道府県別計表、(11)及び(13)については都道府県別計表、市部計表及び郡部計表、(18)については都道府県別計表及び東京都特別区部及び政令指定市別表、(15)については都道府県別計表、市部計表及び東京都特別区部及び政令指定市別表、</p>	
--	--	--

(1) 及び (3) については都道府県別計表、市部計表、郡部計表及び東京都特別区部及び政令指定市別表、(4) 及び (12) については都道府県別計表、市部計表、都道府県別市部計表及び東京都特別区部及び政令指定市別表、(16) については都道府県別計表、都道府県別市部計表及び東京都特別区部及び政令指定市別表、(6) 及び (7) については都道府県別計表、都道府県別市部計表、都道府県別郡部計表、市区町村別表を作成する。

2 住宅着工統計調査

(1) 着工住宅工事別、利用関係別、構造別（戸数、件数、床面積の合計）

(2) 着工新設住宅資金別、利用関係別、建築主別（戸数、床面積の合計）

(3) 着工新設住宅利用関係別、構造別、住宅の種類別（戸数、床面積の合計）

(4) 着工住宅工事別、利用関係別、住宅の種類別、建て方別（戸数、件数、床面積の合計）

(5) 着工住宅工事別、工事種別、利用関係別（戸数、件数、床面積の合計）

(6) 着工住宅都道府県別、工事別、利用関係別（戸数、件数、床面積の合計）

(7) 着工住宅都道府県別、工事別、住宅の種類別、建て方別（戸数、件数、床面積の合計）

(8) 着工新設住宅利用関係別、資金別（戸数、床面積の合計）

(9) 着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別（戸数、床面積の合計）

	<p>(10) 着工新設住宅都道府県別、利用関係別、規模別、住宅の種類別、建て方別 (戸数)</p> <p>(11) 着工新設住宅規模別、資金別、利用関係別、構造別 (戸数、床面積の合計)</p> <p>(12) 着工新設住宅利用関係別、建築を伴う除却住宅の利用関係別 (建築により除却住宅を伴う新設住宅着工戸数、建築を伴う除却住宅戸数)</p> <p>(13) プレハブ着工住宅種類別、工事別、建て方別 (戸数、件数、床面積の合計)</p> <p>(14) プレハブ着工新設住宅利用関係別、資金別 (戸数、床面積の合計)</p> <p>(15) プレハブ着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (戸数、床面積の合計)</p> <p>(16) 着工新設住宅利用関係別、建築主別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)</p> <p>(17) 着工新設住宅利用関係別、資金別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)</p> <p>(18) 着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)</p> <p>(19) プレハブ着工新設住宅利用関係別、資金別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)</p> <p>(20) プレハブ着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (住宅の</p>	
--	--	--

	<p>工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)</p> <p>(21) 着工新設住宅都市計画別、利用関係別、建築主別、建て方別 (戸数、床面積の合計、敷地の面積)</p> <p>(22) ツーバイフォー着工住宅種類別、工事別、建て方別 (戸数、件数、床面積の合計)</p> <p>(23) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、資金別 (戸数、床面積の合計)</p> <p>(24) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (戸数、床面積の合計)</p> <p>(25) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、資金別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)</p> <p>(26) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)</p> <p>(1) 及び (3) については全国計表、(12) 及び (21) については都道府県別計表、(2) 及び (16) については都道府県別計表及び市部計表、(18) については都道府県別計表及び都道府県別市部計表、(4) (13) (20) (22) 及び (26) については都道府県別計表、市部計表及び郡部計表、(5) については都道府県別計表、都道府県別市部計表及び都道府県別郡部計表、(14) (19) (23) 及び (25) については都道府県別計表、市部計表、郡部計表及び東京都特別区部及び政令指定市別表、(11) については都道府県別計表及び都市別表、(15) (17) 及び (24) については都道府県別計表、市部計表、郡部計表及び都市別表、(8) については都道府県別計表、市部</p>	
--	---	--

<p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(1) 公表の方法 インターネット（e-Stat及び国土交通省ホームページ）及び印刷物（建築統計年報のみ）による公表</p> <p>(2) 公表の期日 ①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票：調査実施月の翌月末日 ③建築工事費調査票：調査実施年の翌年9月末日 なお、建築統計年報による公表の期日は、翌年9月末日とする。</p> <p>10 使用する統計基準 本調査は、建築工事届に係る建築物を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。</p>	<p>計表、郡部計表及び市区町村別表、(9)については都道府県別計表、都道府県別市部計表及び市区町村別表、(6)(7)及び(10)については都道府県別計表、都道府県別市部計表、都道府県別郡部計表及び都市別表を作成する。</p> <p>3 補正調査</p> <p>(1) 建築物工事実施率（工事実施後の床面積／届出時の床面積） (2) 工事費予定額による平方メートル当り単価（a） (3) 工事実施額による平方メートル当り単価（b） (4) 工事費予定額の補正率（b/a） (1)(2)(3)及び(4)について都道府県別集計表を作成する。</p> <p>三 結果の公表の方法及び期日</p> <p>(一) 国土交通大臣は、二(一)1及び2の集計結果を毎翌月の末日までに定期の刊行物に掲載する等の方法により公表する。 (二) 国土交通大臣は、二(一)の集計に基づいて、毎年これを一定の事項別に集計し、年次建築動態統計表を作成して翌年4月末日までに公表する。</p>	<p>建築工事費調査について、調査方法の変更等に伴い、公表の方法及び期日も変更</p> <p>現時点の調査計画の構成に沿って、明記</p> <p>表現振りの変更</p>
--	--	--

<p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者 記入済みの調査票 : 2年 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体 : 永年 保存責任者 : 国土交通大臣</p> <p>12 立入検査等の対象とすることができる事項 統計法（平成19年法律第53号）第15条第1項の規定に基づく立入検査等の対象とすることができる事項は、5の（1）に掲げる報告を求める事項とする。</p>	<p>四 関係書類の保存責任者及び保存期間</p> <p>(一) 保存責任者 国土交通大臣</p> <p>(二) 保存期間</p> <p>1 調査票 2年 2 集計結果及び年次建築動態統計表 2年 3 電磁的記録で作成した1及び2 永年</p>	<p>現時点の調査計画の構成に沿って、明記</p>
---	---	---------------------------

(注) 建築着工統計調査の前回承認は、旧統計法（昭和22年法律第18号）の規定に基づくものであったため、申請された調査計画の構成が、現時点のものと異なっている。上記表中において、対応する項目の番号が異なっているのは、そのためである。

集計事項の変更(新旧対照表)

(1)建築物着工統計調査

集計事項	変更(案)								現行計画							
	全国計表	都道府県別計表	市部計表	郡部計表	都道府県別市部計表	東京都特別区部及び政令指定市別表	都道府県別郡部計表	市区町村別表	全国計表	都道府県別計表	市部計表	郡部計表	都道府県別市部計表	東京都特別区部及び政令指定市別表	都道府県別郡部計表	市区町村別表
(1)着工建築物用途別、建築主別(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)		●	●	●						●	●	●		●		
(2)着工建築物建築主別、構造別(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)	●								●							
(3)着工建築物用途別、構造別(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)		●	●	●						●	●	●		●		
(4)着工建築物用途別(大分類)、地上の階数別、構造別(新築工事)(建築物の数、床面積の合計、敷地面積)		●	●		●	●				●	●		●	●		
(5)着工建築物都道府県別、建築主別(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)		●								●						
(6)着工建築物都道府県別、構造別(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)		●			●		●			●			●		●	●
(7)着工建築物都道府県別、用途別(大分類)(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)		●			●		●			●			●		●	●
(8)着工建築物構造別、用途別、規模別(鉄筋コンクリート造)(建築物の数、床面積の合計)	●		●	●					●		●	●		●		
(9)着工建築物構造別、用途別、規模別(鉄骨鉄筋コンクリート造)(建築物の数、床面積の合計)	●		●	●					●		●	●		●		
(10)着工建築物構造別、工事期間別、規模別(建築物の数、床面積の合計)	●		●	●					●		●	●				
(11)着工建築物用途別、工事種別(工事件数、建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)		●	●	●						●	●	●				
(12)着工建築物用途別(大分類)、敷地面積規模別(新築工事)(工事件数、建築物の数、敷地面積)		●	●		●	●				●	●		●	●		
(13)着工建築物用途別(大分類)、構造別、敷地利用率別(床面積の合計/敷地面積)(新築工事)(工事件数、床面積の合計、敷地面積)		●	●	●						●	●	●				
(14)着工建築物構造別、用途別、規模別(鉄骨造)(建築物の数、床面積の合計)	●		●	●					●		●	●		●		
(15)着工多用途建築物用途別、構造別(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)		●	●							●	●			●		
(16)着工多用途建築物用途別(大分類)、地上の階数別、構造別(新築工事)(建築物の数、床面積の合計、敷地面積)		●			●	●				●			●	●		
(17)着工建築物用途別、会社資本規模別(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)	●								●							
(18)着工建築物都市計画別、用途別、建築主別(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)		●								●				●		
(19)着工建築物用途別、地下の階数別(地下を有する新築工事)(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額、敷地面積)		●								●						

(2)住宅着工統計調査

集計事項	変更(案)									現行計画								
	全国計表	都道府県別計表	市部計表	郡部計表	都道府県別市部計表	東京都特別区部及び政令指定市別表	都道府県別郡部計表	市区町村別表	都市別表	全国計表	都道府県別計表	市部計表	郡部計表	都道府県別市部計表	東京都特別区部及び政令指定市別表	都道府県別郡部計表	市区町村別表	都市別表
(1) 着工住宅工事別、利用関係別、構造別(戸数、件数、床面積の合計)	●									●								
(2) 着工新設住宅資金別、利用関係別、建築主別(戸数、床面積の合計)		●	●								●	●						
(3) 着工新設住宅利用関係別、構造別、住宅の種類別(戸数、床面積の合計)	●									●								
(4) 着工住宅工事別、利用関係別、住宅の種類別、建て方別(戸数、件数、床面積の合計)		●	●	●							●	●	●					
(5) 着工住宅工事別、工事種別、利用関係別(戸数、件数、床面積の合計)		●			●					●				●		●		
(6) 着工住宅都道府県別、工事別、利用関係別(戸数、件数、床面積の合計)		●			●					●				●				●
(7) 着工住宅都道府県別、工事別、住宅の種類別、建て方別(戸数、件数、床面積の合計)		●			●					●				●				●
(8) 着工新設住宅利用関係別、資金別(戸数、床面積の合計)		●	●	●						●	●	●					●	
(9) 着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別(戸数、床面積の合計)		●			●					●				●			●	
(10) 着工新設住宅都道府県別、利用関係別、規模別、住宅の種類別、建て方別(戸数)		●			●					●				●				●
(11) 着工新設住宅規模別、資金別、利用関係別、構造別(戸数、床面積の合計)		●								●								●
(12) 着工新設住宅利用関係別、建築を伴う除却住宅の利用関係別(建築により除却住宅を伴う新設住宅着工戸数、建築を伴う除却住宅戸数)		●								●								
(13) プレハブ着工住宅種類別、工事別、建て方別(戸数、件数、床面積の合計)		●	●	●						●	●	●						
(14) プレハブ着工新設住宅利用関係別、資金別(戸数、床面積の合計)		●	●	●		●				●	●	●		●				
(15) プレハブ着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別(戸数、床面積の合計)		●	●	●						●	●	●						●
(16) 着工新設住宅利用関係別、建築主別、建て方別(住宅の工事費)(戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●							●	●							
(17) 着工新設住宅利用関係別、資金別、建て方別(住宅の工事費)(戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●	●						●	●	●						●
(18) 着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別(住宅の工事費)(戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●								●				●				
(19) プレハブ着工新設住宅利用関係別、資金別(住宅の工事費)(戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●	●						●	●	●		●				
(20) プレハブ着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別(住宅の工事費)(戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●	●						●	●	●						
(21) 着工新設住宅都市計画別、利用関係別、建築主別、建て方別(戸数、床面積の合計、敷地の面積)		●								●								
(22) ツーバイフォー着工住宅種類別、工事別、建て方別(戸数、件数、床面積の合計)		●	●	●						●	●	●						
(23) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、資金別(戸数、床面積の合計)		●	●	●		●				●	●	●		●				
(24) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別(戸数、床面積の合計)		●	●	●						●	●	●						●
(25) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、資金別(住宅の工事費)(戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●	●						●	●	●		●				
(26) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別(住宅の工事費)(戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●	●						●	●	●						

(3) 建築工事費調査

変更 (案)			現行計画	
集計事項	構造別 (木造・非木造)	工事費予定額階級別	集計事項	都道府県別表
(1) 工事実施床面積	○	○	(1) 建築物工事実施率 (工事実施後の床面積/届出時の床面積)	○
(2) 工事実施額	○	○	(2) 工事予定額による平方メートル当り単価 (a)	○
			(3) 工事実施額による平方メートル当り単価 (b)	○
			(4) 工事費予定額の補正率 (b/a)	○

調査計画（変更後）

1 調査の名称

建築着工統計調査

2 調査の目的

全国における建築物の建設の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出（以下「建築工事届」という。）に係る建築物

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 数

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票：約60万（平成30年度計）

③建築工事費調査票：約10,000（母集団数：約60万（平成30年度計））

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票

建築工事届に係る建築物の情報

③建築工事費調査票（以下の選定方法については、建築動態統計調査規則の施行後、速やかに適用）

①の建築物を工事費予定額別に分類し、建築工事届に係る建築物から次の条件に基づき抽出

- ・工事費予定額20億円以上の建築物については全数調査
- ・工事費予定額20億円未満の建築物については、構造別（木造／非木造）、工事費予定額階級別（しきい値1億円の2区分）に分類し、各層ごとに無作為抽出

【※抽出率の設定方法】

全数抽出層以外の建築物について、工事費予定額によるネイマン配分により抽出率を設定

なお、都道府県知事は、上記の方法により国土交通大臣が抽出した建築物について、当該建築物の

建築工事届の写しを国土交通大臣に送付する。

(3) 報告義務者

- ①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票 : 建築工事届を提出する建築主
- ③建築工事費調査票 : 4の(2)に掲げる方法により抽出した建築物の工事施工者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は調査票を参照)

①建築物着工統計調査票

- (1) 着工予定期日
- (2) 工事の予定期間
- (3) 敷地の位置
- (4) 建築主
- (5) 工事種別
- (6) 構造
- (7) 建築物の用途
- (8) 建築物の数
- (9) 新築の場合における階数 (地上の階数、地下の階数の別)
- (10) 新築工事の場合における敷地面積

(11) 床面積の合計

(12) 工事費予定額

②住宅着工統計調査票

- (1) 着工予定期日
- (2) 工事の予定期間
- (3) 敷地の位置
- (4) 工事別 (新設、その他の別)
- (5) 住宅の構造 (木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他の別)
- (6) 住宅の建築工法 (在来工法、プレハブ工法、枠組壁工法の別)
- (7) 住宅の種類 (専用住宅、併用住宅、その他の住宅の別)
- (8) 建て方 (一戸建住宅、長屋建住宅、共同住宅の別)
- (9) 利用関係 (持家、貸家、給与住宅、分譲住宅の別)
- (10) 住宅の戸数

- (1 1) 住宅の床面積の合計
- (1 2) 新設住宅の資金（民間資金住宅、公営住宅、住宅金融支援機構住宅、都市再生機構住宅）
- (1 3) 建築を伴う除却住宅戸数
- (1 4) 建築を伴う除却住宅の利用関係（持家、貸家、給与住宅の別）

③建築工事費調査票

- (1) 工事の変更
- (2) 工事の着工日
- (3) 工事の完了日
- (4) 実施床面積
- (5) 工事実施額

(2) 基準となる期日又は期間

①建築物着工統計調査及び②住宅着工統計調査

都道府県知事が建築工事届を受理した日（建築基準法第6条第1項又は第18条第2項の規定により確認を受け、又は通知しなければならない建築物にあっては、法第6条第4項若しくは第6条の2第10項又は第18条第3項の規定により確認し、若しくは提出を受け、又は確認済証を交付した日）

③建築工事費調査

建築物の工事が完了した日

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票

国土交通省 — 都道府県 — 報告者

③建築工事費調査票

国土交通省 — 民間事業者 — 報告者

(2) 調査方法

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 ■

その他（都道府県調査））

都道府県は、報告者から提出された建築工事届に基づき建築物着工統計調査票及び住宅着工統計調査票を作成する。都道府県は、当該調査票を審査し、国土交通大臣に郵送若しくは電子メールにて送付又は携行する。

③建築工事費調査票（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

国土交通大臣が委託する民間事業者は、報告者に調査票を配付し、報告者は建築工事費調査票を作成して送付する。

また、国土交通大臣はホームページ上に電子調査票を用意し、報告者はそれに入力若しくは記入し、電子メールにより提出する。電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講じることとする。

【民間事業者の業務委託の内容】

調査票の配布及び回収、調査票の督促、データ入力等

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票 : 毎月（承認後適用）

③建築工事費調査 : 1年（令和3年1月調査以降）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票

調査票の提出期限は、調査対象月の翌月の13日

③建築工事費調査

調査票の提出期限は、調査対象月の翌々月の13日

8 集計事項

別添「集計事項一覧」を参照。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

インターネット（e-Stat及び国土交通省ホームページ）及び印刷物（建築統計年報のみ）による公表

(2) 公表の期日

①建築物着工統計調査票及び②住宅着工統計調査票 : 調査実施月の翌月末日

③建築工事費調査票 : 調査実施年の翌年9月末日

なお、建築統計年報による公表の期日は、翌年9月末日とする。

10 使用する統計基準

本調査は、建築工事届に係る建築物を対象とした調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に、

統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

記入済みの調査票 : 2年

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体 : 永年

保存責任者 : 国土交通大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

統計法(平成19年法律第53号)第15条第1項の規定に基づく立入検査等の対象とすることができる事項は、5の(1)に掲げる報告を求める事項とする。

集計事項

(1)建築物着工統計調査

集計事項	全国計表	都道府県別計表	市部計表	郡部計表	都道府県別市部計表	東京都特別区部及び政令指定市別表	都道府県別郡部計表
(1) 着工建築物用途別、建築主別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●	●	●			
(2) 着工建築物建築主別、構造別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）	●						
(3) 着工建築物用途別、構造別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●	●	●			
(4) 着工建築物用途別（大分類）、地上の階数別、構造別（新築工事）（建築物の数、床面積の合計、敷地面積）		●	●		●	●	
(5) 着工建築物都道府県別、建築主別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●					
(6) 着工建築物都道府県別、構造別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●			●		●
(7) 着工建築物都道府県別、用途別（大分類）（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●			●		●
(8) 着工建築物構造別、用途別、規模別（鉄筋コンクリート造）（建築物の数、床面積の合計）	●		●	●			
(9) 着工建築物構造別、用途別、規模別（鉄骨鉄筋コンクリート造）（建築物の数、床面積の合計）	●		●	●			
(10) 着工建築物構造別、工事期間別、規模別（建築物の数、床面積の合計）	●		●	●			
(11) 着工建築物用途別、工事種別（工事件数、建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●	●	●			
(12) 着工建築物用途別（大分類）、敷地面積規模別（新築工事）（工事件数、建築物の数、敷地面積）		●	●		●	●	
(13) 着工建築物用途別（大分類）、構造別、敷地利用率別（床面積の合計／敷地面積）（新築工事）（工事件数、床面積の合計、敷地面積）		●	●	●			
(14) 着工建築物構造別、用途別、規模別（鉄骨造）（建築物の数、床面積の合計）	●		●	●			
(15) 着工多用途建築物用途別、構造別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●	●				
(16) 着工多用途建築物用途別（大分類）、地上の階数別、構造別（新築工事）（建築物の数、床面積の合計、敷地面積）		●			●	●	
(17) 着工建築物用途別、会社資本規模別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）	●						
(18) 着工建築物都市計画別、用途別、建築主別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）		●					
(19) 着工建築物用途別、地下の階数別（地下を有する新築工事）（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額、敷地面積）		●					

(2)住宅着工統計調査

集計事項	全国計表	都道府県別計表	市部計表	郡部計表	都道府県別市部計表	東京都特別区部及び政令指定市別表	都道府県別郡部計表	市区町村別表	都市別表
(1) 着工住宅工事別、利用関係別、構造別 (戸数、件数、床面積の合計)	●								
(2) 着工新設住宅資金別、利用関係別、建築主別 (戸数、床面積の合計)		●	●						
(3) 着工新設住宅利用関係別、構造別、住宅の種類別 (戸数、床面積の合計)	●								
(4) 着工住宅工事別、利用関係別、住宅の種類別、建て方別 (戸数、件数、床面積の合計)		●	●	●					
(5) 着工住宅工事別、工事種別、利用関係別 (戸数、件数、床面積の合計)		●			●		●		
(6) 着工住宅都道府県別、工事別、利用関係別 (戸数、件数、床面積の合計)		●			●		●		●
(7) 着工住宅都道府県別、工事別、住宅の種類別、建て方別 (戸数、件数、床面積の合計)		●			●		●		●
(8) 着工新設住宅利用関係別、資金別 (戸数、床面積の合計)		●	●	●					
(9) 着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (戸数、床面積の合計)		●			●				
(10) 着工新設住宅都道府県別、利用関係別、規模別、住宅の種類別、建て方別 (戸数)		●			●		●		●
(11) 着工新設住宅規模別、資金別、利用関係別、構造別 (戸数、床面積の合計)		●							●
(12) 着工新設住宅利用関係別、建築を伴う除却住宅の利用関係別 (建築により除却住宅を伴う新設住宅着工戸数、建築を伴う除却住宅戸数)		●							
(13) プレハブ着工住宅種類別、工事別、建て方別 (戸数、件数、床面積の合計)		●	●	●					
(14) プレハブ着工新設住宅利用関係別、資金別 (戸数、床面積の合計)		●	●	●		●			
(15) プレハブ着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (戸数、床面積の合計)		●	●	●					●
(16) 着工新設住宅利用関係別、建築主別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●	●					
(17) 着工新設住宅利用関係別、資金別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●	●					
(18) 着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●							
(19) プレハブ着工新設住宅利用関係別、資金別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●	●					
(20) プレハブ着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●	●					
(21) 着工新設住宅都市計画別、利用関係別、建築主別、建て方別 (戸数、床面積の合計、敷地の面積)		●							
(22) ツーバイフォー着工住宅種類別、工事別、建て方別 (戸数、件数、床面積の合計)		●	●	●					
(23) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、資金別 (戸数、床面積の合計)		●	●	●		●			
(24) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (戸数、床面積の合計)		●	●	●					●
(25) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、資金別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●	●					
(26) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別 (住宅の工事費) (戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額)		●	●	●					

(3) 建築工事費調査

集計事項	構造別（木造・非木造）	工事費予定額階級別
(1) 工事実施床面積	○	○
(2) 工事実施額	○	○

- ・ 構造別（木造、非木造）及び工事費予定額階級別（1億円未満、1億円以上20億円未満、20億円以上）に集計

建築着工統計調査を実施する必要性

1 本調査の目的・必要性

建築着工統計調査（以下「本調査」という。）は、全国における建築物の建設の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的として実施しているものであり、昭和 25 年 11 月から統計法に基づく指定統計第 32 号として調査を始め、平成 21 年の改正統計法の全面施行以降「基幹統計調査」として現在に至っている。

本調査は、人間を容れる「住」から、さらには、生産、販売、作業、事務、文化、スポーツ等人間の諸々の活動を容れる施設、モノを容れる倉庫等の施設にまで把握の対象を拡大し、これを建築物として総体的に捉えた調査である。

本調査のうち、建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査の結果については、建築物や住宅が人間の基本的な生活基盤、活動基盤に関わっているということから一般に関心を持たれるものであるがそれにとどまらず、それらが国内総支出（GDP）の中の重要な支出項目である投資（住宅投資、企業設備投資）の一部であり、国全体の経済動向、景気動向に深く関わっている。

また、本調査の結果は、国民経済計算や建設総合統計、月例経済報告等、我が国にとって非常に重要な統計調査や行政資料の基礎データとなるものであり、また、住宅政策全般の立案に活用されている。

さらに、本調査は、建築基準法に基づく制度でもあり、同法において建築主は床面積が 10 m²を超える建築物を建築しようとする場合には建築工事届の提出が義務づけられている。この建築工事届を基に調査を行うため、ほぼ全数的に建築物や住宅建設の実態が把握できるなど我が国で唯一無二の統計であることから、欠かすことのできない統計調査である。

2 他の統計調査との重複

本調査の他に、全国の建築物の着工状況を把握する統計調査はない。

3 行政記録情報の利活用

本調査のうち、建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査では、建築基準法に基づく建築工事届を報告に代えている。

4 事業所母集団データベースを活用した重複排除等

本調査は、調査対象の選定に際して、企業・事業所単位ではなく建築工事届単位で行うため、事業所母集団データベースを活用した重複排除は困難なことから、行わない。

また、調査履歴登録について、本調査のうち建築工事費調査は、建築物の工事施行事業者に対して行う調査であることから、調査結果名簿を毎年5月までに提出する。